

令和元年 7 月 1 日

各位

大阪協栄信用組合

各種預金等規定の改訂のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当組合では、令和元年 9 月 1 日より、各種預金等規定につきまして、下記のとおり新たな条項を追加させていただきます。

ご通知方お知らせいたしますので、何卒ご了承頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する預金等規定

- ① 総合口座取引規定
- ② 普通預金規定
- ③ 無利息型普通預金規定
- ④ 定期預金等共通規定
- ⑤ 期日指定定期預金規定
- ⑥ 自由金利型定期預金「M 型」規定（スーパー定期）
- ⑦ 自動継続自由金利型定期預金「M 型」規定（スーパー定期）
- ⑧ 自由金利型定期預金規定（大口定期）
- ⑨ 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）
- ⑩ 自動継続自由金利型定期預金「M 型」規定（「スーパー定期 7 年」「スーパー定期 10 年」）
- ⑪ 定期積金規定
- ⑫ 通知預金規定
- ⑬ 納税準備預金規定
- ⑭ 保護預り（保護函）規定
- ⑮ 貸金庫利用規定

2. 改定日：令和元年 9 月 1 日

※ 改定後の規定は、改訂前よりお取引いただいているお客様にも適用となります。

3. 主な改訂内容

上記各預金規定について、以下の条項を新設・追加します。

①～⑮の各預金共通 最終条項に新設追加 (赤字部分)

(規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記 (1) の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

⑥～⑩の自由金利型預金の下記条項内に新設追加 (赤字部分)

2. (満期日前の解約および利息)

- (1) 変更無し
- (2) 変更無し

(3) (新設追加)

当組合が、やむを得ないものと認めて、この預金の満期日前の解約に応じる場合以外はこの預金を満期前に解約することはできません。

(4) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第(4)項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。

① ～ ④ 省略

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

尚、本件についてのご質問等は最寄の営業店窓口までお願いいたします。

以上